

坂和章平は「怪人」であるとの評を聞いたことがある。これは、彼の大学時代の友人の言である。

以前、『実況中継 まちづくりの法と政策』（パート1）の推薦文「実況中継によせて」を書いた時にご紹介したように、私は氏とは同じ1949年生まれで、進学した高校も大学も同じであるが、氏が早生まれのため、学年では氏のほうが先輩ということになる。

ところが、このずれは、私たち世代の者にとって、とても大きな差となった。というのは、大学紛争の波が大阪大学にも押し寄せて来て、全学封鎖・授業ストップとなったのである。このころ、私たち新入生は一度も授業を受けないまま、待機を余儀なくされていた。一方坂和氏はすでに在学学生であり、友人たちと封鎖解除・授業再開に向けて努力していた、というのは本人の弁だ。しかし、実はこの時期に、法律学の勉強に精を出して、卒業直後に司法試験に合格する素地を作ったのではないかと私は推察している。大学を卒業したその年での司法試験合格は、快挙であり、「快人」と言えそうだ。

弁護士となってからの活躍は、パート1の「実況中継によせて」に書いたとおりだ。今やその活動は、弁護士活動の枠からはみだして、大学講師・都市法研究者・映画評論家・ラジオパーソナリティ、など八面六臂の活躍である。西暦2004年現在の法律界は、ロースクールが一番の話題だが、この面でも氏は、開設予定の関西学院大学ロースクールで、「都市法」の講師として出勤予定であり、またロースクール向け教科書の出版にも取り組んでいるとのことだ。各方面に向かって、活躍の場を広げている「開人」といえるかもしれない。

愛媛大学で「都市法政策」の集中講義をお願いしたのは、今回で三回目となる。これには「回人」という呼び名がふさわしい。膨大なレジュメを準備し、助手を同伴した精力的な講義ぶりは、前二回と同じだった。帰阪するや録音した講義テープをおこして、早速今回の出版にこぎ着けたというのも驚きだ。

各回のテーマ、重点の置き所がそれぞれ異なっているのは、言うまでもない。パート1では、都市法の制度・枠組の基本的な理解を伝えることに重点を置き、それに震災復興まちづくりや大阪国際空港訴訟など、自身の実践活動の経験をあわせて語られた。『実況中継 まちづくりの法と政策』（パート2）では、破綻が表面化した都市再開発事業を中心に小泉都市再生への期待を述べていた。そして今回のパート3では、破綻する都市再開発事業のその後に目配りするとともに、さらに視野を広げて、司法制度改革や三位一体改革に話題が及んでいるのが印象的だった。

坂和氏の講義のラインアップを拝見して感じるのは、講義はつくづく「生き物」だということである。氏は、絶えず変転する社会状況に合わせてアップ・トゥ・デイトな講義案を工夫している。われわれも、常にそうありたいと心がけているのだが、諸般の事情からなかなかそうはいかない。その点でも、見習う点が多々ありそうだと思うている。

日本の法学教育の欠点のひとつは、現場感覚を欠いているところにある、と私は思っている。法の働く現場は、いうまでもなく現実社会である。しかし、法学のエキスパートになろうとすると、法学独特の思考方式に習熟することを優先するあまり、現実社会とのつながりが見えなくなってくる。

そこで全国の法学を教えている大学で最近増えて来たのが、実務系の諸科目である。基本六法を学ぶのは当然として、法の働く社会の実態を知ること、いわば現場感覚を身につけさせるために、いろいろな方法を試みるのである。たとえば、裁判所見学やフィールドワークをカリキュラムに組み込むなどである。今回のロースクール構想でも、クリニックやエクスターンシップなどをカリキュラムの中に取り入れようとしている所が多いが、これはやはり同じ意味だろう。その他、実務家の協力を得ながら「先端科目」を学ぶのは、現場感覚をつかむ一助となろう。「先端科目」にもさまざまなプランがあるが、中でも「都市法」ないし「都市法政策」は注目される。第一に、いまや都市に居住する人口が圧倒的に多くなり、その意味で自分たちの身のまわりをとりまく制度の法的枠組を理解するのは身近であり、かつ実用性がある。第二に、都市法の現状は、混沌とした現代日本法の状況を善かれ悪しかれ象徴している。だからこそ、「都市法」ないし「都市法政策」は、現代法理解の素材として、格好のテーマだと思うのである。

今後、「都市法」や「都市法政策」を授業に取り入れる大学やロースクールが増えてくるであろう。坂和氏の『実況中継』シリーズは、読者がこの分野の全貌を把握するのに絶好の伴侶となろう。

2004（平成16）年2月27日

実況中継3部作の完成に寄せて

坂和弁護士の愛媛大学での隔年の集中講義「都市法政策」も3回目を迎え、師走のキャンパスに矢野達雄教授の命名になる「坂和節」が戻

ってきた。100人余りの学生を対象とした4日間の講義と公開市民講座のすべてがテープ起こしされ、ここに予告どおり「パートⅢ」として実現し、全国に「実況中継」されることを何よりも喜びたい。

私は、3度の実況中継を異なるポジションから聴講させていただいている。1度目（1999）は、広島市役所に勤務する読者として、新しい都市法学の誕生に目を開かれた。パートⅠが日本都市計画学会「石川賞」と日本不動産学会「実務著作賞」をダブル受賞したのは、弁護士としての現場経験に裏打ちされた不断の勉強の当然の成果であろう。続く2度目（2001）は、愛媛大学の教官のひとりとして学生と一緒に講義を聞き、プロ顔負けの情熱的な語り口に圧倒された。地元松山出身のオモロイ「なにわの熱血弁護士」の人柄に直に接したのも、この時がはじめてである。そして3度目（2003）は、私が隔年で氏と交互に都市法政策の授業を担当することから、講師のお手伝いを矢野教授から引き継ぎ、実況中継の舞台裏の坂和ワールドをかいま見るチャンスに恵まれた。しかし、この役目は、大阪一ハードと評判の坂和法律事務所の仕事ぶりを伺わせるもので、アシスタントとして同行した2人の阪大生（娘さんとインターンシップの学生）とともに、私を含む4人総掛かりで、毎朝早くから授業の準備、すなわちテープ録音、大部なレジュメの配付、膨大な資料の配置、著書の販売などに取りかかったものである。

さて、ここで私なりに実況中継3部作のガイダンスを試みよう。そのパートⅠは、いわゆる「失われた10年」の最後の時期に当たり、氏は、この著作を出発点にその後の5年間、日本の都市問題、そして広く政治・経済・社会問題について、大学での集中講義を節目として定点観測している。パートⅠでは、「法律をシンプルに伝えるのも弁護士の役割だ」との信念のもとに、日本の都市法制を鳥瞰してその特質を明らかにし、まちづくりの多様な手法が紹介される。なかでも、震災復興まちづくりにおける氏の実践を通じての幾多の提言は圧巻である。続くパートⅡでは、底無しの様相を見せ始めたバブル崩壊と中心市街地の衰退、とりわけ再開発の破綻が取り上げられる。他方、地方分権のスタートと都市計画法の大改正への期待も語られている。なお、この時点では小泉政権は発足したばかりである。

本書パートⅢは、パートⅠ、Ⅱの単なる続編ではなく、前2著と合わせ読まれるべきであろう。パートⅢでは、日本の都市・住宅問題の基底をなす待ったなしの諸改革、とりわけ金融、財政、道路など公共事業、年金、郵政などが俎上にあげられる。端的には、小泉構造改革なる自民党政治の評価である。これらの諸課題は、新聞記事各紙を比較しながら、丁度山場にかかった三位一体改革のごとくリアルタイムで縦横に語られる。学生に毎日新聞を読む習慣がついていればより理解が増すものごと残念であるが、有権者として政治の世界に目を向けるきっかけとするに十分な内容である。加えて、「二足のわらじをはきたくて」という映画大好き人間である氏の映画評論家への飛躍の願いを込めた「坂和シネマルーム」が毎回の授業で展開された。坂和流「法律と映画」が学生の脳裏に深く刻まれたことは必定である。

以上の3冊に共通するものは、日本における民主主義とは何か、という現在最も切実に問われるべきテーマを学生に問いかけ、自らもその解を見つけようとする懸命な姿勢である。本書の最後で、氏は「都市問題や土地問題は日本の民主主義を考えるバロメーター」であり、また「都市問題は、理念と現実とのバランス、本音と建前を考えるよきテーマ」であると述べ、学生にはなによりも良く勉強を！とメッセージを送り講義を締めくくっている。ここに、市民とともに歩む坂和流「まちづくり説法」（秋田光彦住職）の真骨頂を見ることができるであろう。

終わりに、「山高ければ谷深し」（大野喜久之輔教授の教示による）とは、単に土地問題のみならず、日本経済の現状をまこと言いえて妙である。バブル崩壊の底が見えない現在、経済問題ならずとも都市計画においても、再開発ひとつにしてもあえて「地獄絵」を描いてみることも必要ではないか。たまたま本稿を書いている1月17日は阪神大震災から9年目を迎えるが、近い将来確実に発生するとされる関東地方の大地震への備えは大丈夫であろうか。あの災害から学ぶものがないのであれば、死者はいつまでも浮かばれまい。「小泉都市再生」も他の構造改革に比べれば影が薄く、固有名詞をわざわざかぶせるほどの熱意は感じられないし、六本木ヒルズなどはただのエピソードでしかない。

21世紀に持ち越された真に必要な都市再生とは、地方都市の中心部の活性化のための住機能の強化、そして、都市の規模を問わず依然多数残された木造密集市街地の再整備であろう。また、大都市に目を向けても、たとえば著者が愛する大阪のまちづくり（阿倍野再開発のストップや三セクの破綻など）は再起できるのだろうか。イラク派兵に象徴される国民への説明責任を放棄した政権が長く続くとは到底思われぬし、望みもしない。小泉流都市再生も他の改革課題とともに投げ出され、また別人によって新たな装いのもとに一から始められるのであろう。次回の集中講義-パートⅣでは、政府からどのような構想が打ち出されており、坂和弁護士がそれをどう料理するかが楽しみである。

しかし、まちづくりの法と政策の創造を氏ひとりにまかせきりでは、今の政治の丸投げ手法と変わりはない。講義を聞いた次世代を担う学生や全国の本書の読者がこれからの2年間の都市問題を氏と共に確実にフォローし、次回の講義に集うことを期待したい。

2004（平成16）年2月17日

愛媛大学法文学部 教授 本田 博利（ほんだ ひろかず）



（坂和章平著、日本評論社、2004（平成16）年6月30日発行、定価2900円+税）

はしがき

03年12月5～8日の4日間、愛媛大学法文学部で実施した「都市法政策」の集中講義をまとめた、『実況中継 まちづくりの法と政策』パートIIIを今般、出版することができました。

これはそのタイトルどおり、パートI（99年11月12～15日講義、00年7月出版）、パートII（01年12月7日～10日講義、02年9月出版）に続く、第3弾です。

第1回目の集中講義の99年11月から、第3回目の03年12月までの4年間における、私にとっての大きな出来事は次のとおりです。

- (1) 『実況中継I』が、00年5月、日本都市計画学会の「石川賞」と日本不動産学会の「実務著作賞」をダブル受賞したこと、
- (2) まちづくり法分野で次の3冊の本を出版したこと。すなわち、
  - ① 都市計画法の平成12年改正を受けて、『Q & A 改正都市計画法のポイント』（01年6月）、
  - ② 都市計画法の平成14年改正を受けて、『わかりやすい都市計画法の手引（加除式）』（03年7月）、
  - ③ マンション建替え円滑化法の制定を受けて、『注解 マンション建替え円滑化法〔付〕改正区分所有法等の解説』（03年9月）、
- (3) 01年10月、坂和総合法律事務所のホームページを立ち上げ、事務所の本来の業務に関する情報の他、「趣味のページ」を設け、その中で映画評論や旅行記をとりあげ始めたこと。
- (4) 趣味のページの中でも特に、映画評論が楽しくなり、弁護士業務と映画評論家の「二足のわらじ」を目指すべく、次の3冊の本を出版したこと。  
すなわち、
  - ① 『SHOW—HEYシネマルームI ～二足のわらじをはきたくて』（02年6月）
  - ② 『社会派熱血弁護士、映画を語る SHOW—HEYシネマルームII』（03年8月）
  - ③ 『社会派熱血弁護士、映画を語る SHOW—HEYシネマルームIII』（04年3月）
- (5) 中国映画好きと中国旅行好きが定着し、

①00年8月10～14日の大連・瀋陽旅行、

②01年8月9～14日の西安・敦煌旅行、

③03年11月1～4日の北京旅行、

による見聞を深めたこと。

このように通常の弁護士業務の他、まちづくり関係の学習・講義・出版と、映画鑑賞・映画評論の出版が大きなウエイトを占めるようになったのです。

愛媛大学で第2回目の集中講義を実施した01年という年は、①1951年9月8日のサンフランシスコ講和条約締結から50周年、②1941年12月8日のパールハーバーの日から60周年、③日中戦争の発端となった1931年9月18日の柳条湖事件（満州事変）から70周年という節目の年でした。

また、99年の第1回目の集中講義から第2回目までの大きな出来事は、①00年5月の都市計画法の32年ぶりの大改正、②01年4月の小泉内閣の発足、③都市再開発の破綻、であったため、2回目の集中講義のテーマは、①小泉改革、②破綻する都市再開発、③戦後58年をテーマとしました。

今回03年12月の第3回目の集中講義までの2年間の最大の出来事は、01年5月に発足した小泉内閣がその2年半後、03年9月の自民党総裁選挙を経て第2次小泉内閣が発足したこと、そして11月9日の衆議院議員総選挙でした。そして現在のわが国最大の論点は、経済不況の脱出とあるべき金融政策の模索の他、①イラクへの自衛隊派遣問題、②道路公団民営化問題、③自公連立政権下での年金改革問題、④地方分権における三位一体改革問題等であり、さらに⑤郵政民営化問題の議論にも着手されました。

一方、「破綻する都市再開発」は、さらに深刻度を増し、阿倍野では、外資系企業撤退によって再度の事業計画の見直しを余儀なくされ、私が担当している久居市駅前では、「調停不調」の結論を受けて、再開発組合の預金凍結というものすごい事態となりました。

今回の講義で、私の言葉によるこれらの生々しい「実況中継」が、大いに学生諸君の興味と関心と呼んだことは間違いありません。

さらに、小泉改革と都市再生は密接に結びついており、02年4月の都市再生特別措置法の制定や03年4月の六本木ヒルズのオープンなどは新たな問題を数多く提起しています。

今回の第3回目の講義の特徴は、映画ネタが増えたことです。これは決して私の趣味や好みを学生諸君に押しつけようとしたのではなく、映画をもとに、歴史・戦争・人生・恋愛・その他各種の現実の問題を考えるための視点を学生諸君に提示することを狙ったものです。

読者の皆様も、ぜひこのような理解で、私の映画ネタの授業を読んで下さい。

以上のように、第1回から第2回、第2回から第3回と2年毎に大きく変わった政治・経済・社会情勢を受けて、私の「都市法政策」の講義内容も大きく変わっています。今回のパートIIIでは、パートI、パートIIと重複する部分は可能な限りカットし、最新のテーマについて、縦横無尽に坂和流の実況中継を行いました。さあ皆様、三たび、坂和ワールドに入り、本書を楽しんで下さい。

2004（平成16）年3月10日

弁護士 坂和章平

（ご挨拶）

さて今般、日本評論社から私の著書、『実況中継 まちづくりの法と政策PARTIII－都市再生とまちづくり』が出版されました。この本は2003年12月5～8日の4日間、愛媛大学法文学部で実施した「都市法政策」の集中講義をまとめたものです。

この本の前身にあたる『実況中継 まちづくりの法と政策』（日本評論社 2000年7月出版）は1999年11月の、『実況中継 まちづくりの法と政策PARTII－都市再生とまちづくり』（日本評論社 2002年9月出版）は2001年12月の、それぞれ同大学での集中講義をまとめたものですが、多くの皆様に「坂和流」の切り口・語り口を楽しんでいただきました。

\* \* \* \* \*

パートIIIでは、パートI、パートIIと内容の重複する部分は可能な限りカットしました。そして今回の講義で特徴的なことは、近時、映画

評論家としても忙しい(?) 私らしく、映画をもとに、歴史・戦争・人生・恋愛その他各種の現実の問題を考えるための視点を学生諸君に提示することに力を注いでいることです。

そして一方では、経済不況の脱出とあるべき金融政策の模索、イラクへの自衛隊派遣問題、道路公団民営化問題、自公連立政権下での年金改革問題、地方分権における三位一体改革問題等、最新のわが国の問題について真剣に取り組んでいます。

映画ネタを利用しながらの講義のスタイルは学生に大好評で「坂和先生のおかげで新聞を読むようになった」などの感想をもらい、感激しました。

また本題の「都市法政策」については、一層深刻化する「破綻する都市再開発」について、また小泉改革と都市再生、02年4月の都市再生特別措置法の制定や03年4月の六本木ヒルズのオープンなど新たな問題の提起について、生々しく、熱い「実況中継」を繰り広げています。

皆様におかれては是非、本書を楽しく読んでいただき、あちこちで議論をたたかわせていただきたいと思います。多くの御意見、御感想をお寄せいただければ幸いです。